

議第15号

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年2月26日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

小鳥体育館及び小鳥グラウンドを廃止するため改正しようとする。

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例（昭和56年高山市条例第59号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																												
<p>(管理)</p> <p>第3条 体育施設のうち次に掲げる施設は、市長が管理する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>小鳥体育館</u></p> <p>(5) <u>小鳥グラウンド</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市屋内軽スポーツ場の項～丹生川運動公園テニスコートの項 (略)</td> </tr> <tr> <td>清見B&G海洋センター体育館</td> <td>高山市清見町三日町 254番地1</td> </tr> <tr> <td>小鳥体育館</td> <td>高山市清見町夏既4 42番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">清見グラウンドの項 (略)</td> </tr> <tr> <td>清見高齢者運動広場</td> <td>高山市清見町三日町 138番地</td> </tr> <tr> <td>小鳥グラウンド</td> <td>高山市清見町夏既4 42番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">清見テニスコートの項～奥飛驒トレーニングセンタープールの項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市屋内軽スポーツ場の項～丹生川運動公園テニスコートの項 (略)		清見B&G海洋センター体育館	高山市清見町三日町 254番地1	小鳥体育館	高山市清見町夏既4 42番地	清見グラウンドの項 (略)		清見高齢者運動広場	高山市清見町三日町 138番地	小鳥グラウンド	高山市清見町夏既4 42番地	清見テニスコートの項～奥飛驒トレーニングセンタープールの項 (略)		<p>(管理)</p> <p>第3条 体育施設のうち次に掲げる施設は、市長が管理する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">高山市屋内軽スポーツ場の項～丹生川運動公園テニスコートの項 (略)</td> </tr> <tr> <td>清見B&G海洋センター体育館</td> <td>高山市清見町三日町 254番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">清見グラウンドの項 (略)</td> </tr> <tr> <td>清見高齢者運動広場</td> <td>高山市清見町三日町 138番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">清見テニスコートの項～奥飛驒トレーニングセンタープールの項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市屋内軽スポーツ場の項～丹生川運動公園テニスコートの項 (略)		清見B&G海洋センター体育館	高山市清見町三日町 254番地1	清見グラウンドの項 (略)		清見高齢者運動広場	高山市清見町三日町 138番地	清見テニスコートの項～奥飛驒トレーニングセンタープールの項 (略)	
名称	位置																												
高山市屋内軽スポーツ場の項～丹生川運動公園テニスコートの項 (略)																													
清見B&G海洋センター体育館	高山市清見町三日町 254番地1																												
小鳥体育館	高山市清見町夏既4 42番地																												
清見グラウンドの項 (略)																													
清見高齢者運動広場	高山市清見町三日町 138番地																												
小鳥グラウンド	高山市清見町夏既4 42番地																												
清見テニスコートの項～奥飛驒トレーニングセンタープールの項 (略)																													
名称	位置																												
高山市屋内軽スポーツ場の項～丹生川運動公園テニスコートの項 (略)																													
清見B&G海洋センター体育館	高山市清見町三日町 254番地1																												
清見グラウンドの項 (略)																													
清見高齢者運動広場	高山市清見町三日町 138番地																												
清見テニスコートの項～奥飛驒トレーニングセンタープールの項 (略)																													

改正前

別表第2（第11条関係）

(単位：円)

施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料					
			午前	午後	全日	夜間	夜間照明	
グラウンド	南部グラウンドの款・丹生川運動公園グラウンドの款（略）							
	清見グラウンド	全面	1,990	2,610	3,980	2,610	1,360	
	小島グラウンド	全面	1,990	2,610	3,980	2,610	1,360	
	荘川グラウンドの款～奥飛騨村上総合グラウンドの款（略）							
	備考（略）							
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料					
			午前	午後1	午後2	全日	夜間1	夜間2
テニスコートの部～プールの部（略）								
施設	名称	使用方法	時間区分	使用料（1時間当たり）	照明料（1時間当たり）			
体育館・武道館	丹生川体育館の款（略）							
	丹生川運動公園管理休憩棟	全面	8時30分～21時30分	410		—		
	小島体育館	全面	8時30分～21時30分	410		260		
	清見B&G海洋センター体育館の款～国府B&G海洋センター体育館の款（略）							
	備考（略）							
施設	名称	使用方法	使用料					
			幼児	小中高生	一般			
レクリエーション施設の部～サッカー場の部（略）								
備考（略）								

改正後

別表第2（第11条関係）

(単位：円)

施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料					
			午前	午後	全日	夜間	夜間照明	
グラウンド	南部グラウンドの款・丹生川運動公園グラウンドの款（略）							
	清見グラウンド	全面	1,990	2,610	3,980	2,610	1,360	
	荘川グラウンドの款～奥飛騨村上総合グラウンドの款（略）							
	備考（略）							
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料					
			午前	午後1	午後2	全日	夜間1	夜間2
テニスコートの部～プールの部（略）								
施設	名称	使用方法	時間区分	使用料（1時間当たり）	照明料（1時間当たり）			
体育館・武道館	丹生川体育館の款（略）							
	丹生川運動公園管理休憩棟	全面	8時30分～21時30分	410		—		
	清見B&G海洋センター体育館の款～国府B&G海洋センター体育館の款（略）							
	備考（略）							
施設	名称	使用方法	使用料					
			幼児	小中高生	一般			
レクリエーション施設の部～サッカー場の部（略）								
備考（略）								

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。